



®

令和7年 5月30日(金)
(2025年)

No. 16392 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆発明の効果……………(1)

☆[春宵一刻] 雷が多い年は豊作?……………(8)

発明の効果

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 特許庁審査基準—進歩性判断における発明の効果の参酌

特許庁の「特許・実用新案審査基準」(2024年5月1日)「第Ⅲ部第2章第2節 進歩性」に、以下のとおり記載されている。

「3.1.1 主引用発明に副引用発明を適用する動機付け

主引用発明(A)に副引用発明(B)を適用した

とすれば、請求項に係る発明(A+B)に到達する場合(注1)には、その適用を試みる動機付けがあることは、進歩性が否定される方向に働く要素となる。

主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無は、以下の(1)から(4)までの動機付けとなり得る観点を総合考慮して判断される。審査官は、いずれか一つの観点到着目すれば、動機付けがあるといえるか否かを常に判断できるわけで

あなたの知識技術を活かしてみませんか?

先端技術リサーチー募集

審査経験者大歓迎!

すべての技術分野で募集中

採用時 65歳まで応募可能

IPCC

一般財団法人
工業所有権協力センター

HP

